

告 示

埼玉県告示第三百九号

平成二十四年埼玉県告示第七百五十一号（介護保険法施行条例附則第五条第三項の知事が定めるもの）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

題名中「附則第五条第三項」を「附則第六条第三項」に改める。

告示中「附則第五条第三項」を「附則第六条第三項」に改める。